

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(「会社支配に関する基本方針」)について

基本方針の内容

当社は上場会社として、株式の自由な取引の中で、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の移動を伴う大規模な株式買付行為であっても、当然は認められるべきであると考えております。

しかしながら、一方、昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家などに十分な情報開示が行われることなく、突如として株式等の大規模買付けが行われる事例が少なからず見受けられます。こうした大規模な株式買付行為および提案の中には、当社に回復し難い損害をもたらすおそれのあるものを内容として含むものや、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するのに必要な情報と時間を提供しないものも想定されます。このような行為は、いずれも当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものです。

特に、当社は素材関連や機械関連などさまざまな事業を行っており、事業の裾野が広い分、多様なステークホルダーや、さまざまな事業により生み出されるシナジーが存在しますが、これらすべてが当社独自の企業価値の源泉であると考えております。そして、これらのステークホルダーとの関係および事業間のシナジーについて十分な理解のない大規模買付者が当社の財務および事業の方針の決定を支配した場合には、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が毀損される可能性もあります。従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。これに反して、上述のような大規模な株式買付行為および提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社をとりまく事業環境をみると、国際的な競争激化の中、企業買収は依然として活発な状況にあり、当社の経営

方針に影響を与えるような当社株式の大規模な買付行為が将来行われる可能性は否定できません。

一方、こうした大規模買付行為の際に利用される公開買付制度については、少なくとも現在の制度に基づく限り、株主が大規模買付行為の是非を判断するための情報と検討期間が十分に確保できない場合もありえるといわざるをえません。

すなわち、国内外で行われている大型のM&A案件を見ると、友好的に行われる場合であっても、合意に至るまでに半年を超えて交渉を行う事例も少なくありません。企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するためには、経営陣との事前の合意なく行われる大規模買付行為においても、友好的に行われるのと同等の情報開示と評価検討期間が確保されることが必要であり、これを確保するための手続きが、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者を株主が選ぶにあたって必要であると当社は考えます。

以上を考慮した結果、当社といたしましては、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供することを大規模買付者に求め、株主の皆様および当社取締役会のための一定の検討評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始するというルールを設定する必要があると考えております。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

2011年6月23日開催の定時株主総会において、不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止する取り組みとして、次のプラン(以下、「本プラン」といいます。)のご承認をいただきました。

【本プランの概要】

本プランは当社株券等に対する大規模買付行為が行われる場合に、以下の手順を定めています。

1. 必要情報の提供

当社株式を大規模に買い付ける者に対して、大規模買付者の提案が企業価値および株主共同の利益を高めるものか否かを株主および取締役会が判断するために必要なものと

して、その株式買付行為の事前に株式取得の目的や株式取得後の経営方針等について、情報提供を求めます。

ただし、提供される情報は、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な範囲に限定されるものとし、趣旨を逸脱した運用を行わないこととします。

2. 独立委員会の設置

当社取締役会の恣意的な判断を防止し、買付ルールに則った手続の客観性、公正性、合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しています。独立委員会の委員は、社外の弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等および社外の経営者ならびに社外取締役の中から構成されるものとしております。

3. 検討評価

独立委員会が必要かつ十分な情報提供を受けたと判断した旨を開示し、その開示した日から以下の評価期間を確保した上で、独立委員会が、大規模買付行為の妥当性を検討・判断し、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを取締役会に勧告するものといたします。

検討評価期間

対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株券等の全部の買付けの場合	60日間
上記以外の大規模買付行為の場合	90日間

また、当社は独立委員会が買付行為評価期間を延長する必要があると合理的に判断する場合には、買付行為評価期

間を当初の期間に加え最大60日を上限として延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の買付行為評価期間の終了後に開始されるべきものとします。

なお、独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員が全員出席し、その過半数をもって行うことといたしますが、独立委員会がやむをえないと認める場合には、独立委員会の委員の過半数が出席し、当該出席した委員の過半数をもってできるものとします。ただし、独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨の勧告をする場合には、当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを必要とするものとします。

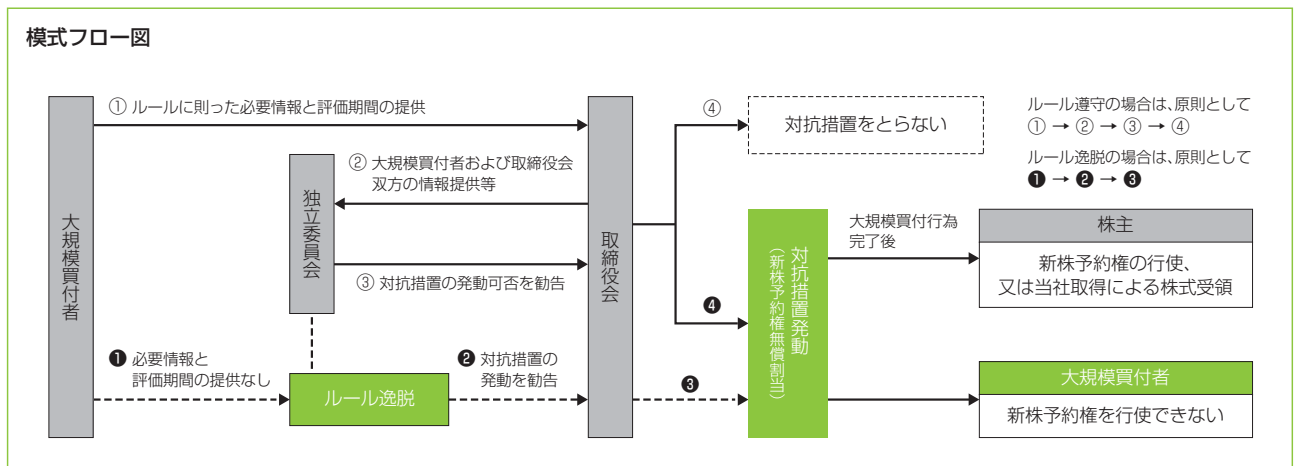
4. 対抗措置の発動

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置を発動するか否かを決定いたします。対抗措置とは、大規模買付者は行使することができないなどの条件を付した新株予約権を株主に無償割当てし、この新株予約権の行使により、結果的に当該大規模買付者の議決権割合を低下させ、企業価値ひいては株主共同の利益を害する恐れがある大規模買付行為の阻止を図るものです。

なお、当社取締役会は当該新株予約権の内容として、大規模買付者が保有する当該新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとします。

5. 有効期限

2013年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでとしております。



※本プランの内容の詳細は、当社ホームページ(<http://www.kobelco.co.jp>)新着情報欄2011年4月27日付け「株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続について」をご覧ください。